

令和 5 年度

広島県水防計画書

広島県

目 次

第 1 章	総則	1
1.1	目的	
1.2	用語の定義	
1.3	水防の責任等	
1.4	津波における留意事項	
1.5	安全配慮	
第 2 章	水防組織	7
2.1	県の水防組織	
2.2	水防管理団体の水防組織	
2.3	都道府県大規模氾濫減災協議会	
第 3 章	重要水防箇所	7
3.1	県管理河川の重要水防箇所	
3.2	国土交通省管理河川の重要水防箇所	
第 4 章	予報及び警報	8
4.1	気象庁が行う予報及び警報	
4.2	洪水予報河川における洪水予報	
4.3	水位周知河川における水位到達情報	
4.4	水位周知下水道における水位到達情報	
4.5	水位周知海岸における水位到達情報	
4.6	水防警報	
4.6.1	安全確保の原則	
4.6.2	洪水・高潮時の河川に関する水防警報	
4.6.3	高潮時の海岸に関する水防警報	
4.6.4	津波に関する水防警報	
第 5 章	水位等の観測、通報及び公表	12
5.1	水位の観測、通報及び公表	
5.2	雨量の観測及び通報	
5.3	水位等の通報系統図	
第 6 章	気象予報等の情報収集	14
第 7 章	ダム・水門等の操作	15
7.1	ダム・水門等	
7.2	操作の連絡	
7.3	連絡系統	
第 8 章	通信連絡	16
8.1	通信連絡系統	
8.2	災害時優先通信の取扱い	
第 9 章	水防施設及び輸送	16
9.1	水防倉庫及び資器材等	

9.2	輸送の確保	
第10章	水防活動	18
10.1	水防配備	
10.2	巡視及び警戒	
10.3	水防作業	
10.4	緊急通行	
10.5	警戒区域の指定	
10.6	避難のための立退き	
10.7	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	
10.8	水防配備の解除	
第11章	水防信号、水防標識等	22
11.1	水防信号	
11.2	水防標識	
11.3	身分証票	
第12章	協力及び応援	23
12.1	河川管理者の協力及び援助	
12.2	下水道管理者の協力	
12.3	隣接県との協力及び相互協定	
12.4	水防管理団体相互の応援及び相互協定	
12.5	警察官の援助要求	
12.6	自衛隊の派遣要請	
12.7	国との連携	
12.8	企業（地元建設業等）との連携	
第13章	費用負担と公用負担	26
13.1	費用負担	
13.2	公用負担	
第14章	水防報告等	27
14.1	水防記録	
14.2	水防報告	
第15章	水防訓練	28
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	28
16.1	洪水、雨水出水、高潮対応	
16.1.1	洪水浸水想定区域の指定状況	
16.1.2	雨水出水浸水想定区域の指定状況	
16.1.3	高潮浸水想定区域の指定状況	
16.1.4	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
16.1.5	洪水・雨水出水・高潮ハザードマップ	
16.1.6	予想される水災の危険の周知等	

16.1.7	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	
16.1.8	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	
16.1.9	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	
16.1.10	浸水被害軽減地区	
16.2	津波対応	
16.2.1	津波災害警戒区域の指定	
16.2.2	市町地域防災計画の拡充	
16.2.3	津波ハザードマップの作成・周知	
16.2.4	避難促進施設に係る避難確保計画	
第17章	水防協力団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
17.1	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	
17.2	水防協力団体の義務	
17.3	水防協力団体と水防団等の連携	
17.4	水防協力団体の申請・指定及び運用	
第18章	指定水防管理団体の水防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	33
18.1	水防管理団体の水防計画	
18.2	水防計画の公表	
18.3	水防協議会の開催	
18.4	水防管理団体の水防計画作成要領	
附 則		

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定及び広島県地域防災計画に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量

を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(13) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 高潮氾濫危険水位

法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。

(20) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(24) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(25) 雨水出水浸水想定区域

水位周知下水道について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2）。

(26) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾

濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（第14条の3）。

(27) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬水防信号の指定（法第20条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）

- ④水位の通報（法第12条第1項）
 - ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
 - ⑥雨水出水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
 - ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
 - ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
 - ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
 - ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
 - ⑪予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
 - ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - ⑭警戒区域の設定（法第21条）
 - ⑮警察官の援助の要求（法第22条）
 - ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - ⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
 - ⑱公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
 - ⑲避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ⑳水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ㉑（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - ㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
 - ㉓水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - ㉔水防協力団体に対する監督等（法第39条）
 - ㉕水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ㉖水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - ㉗消防事務との調整（法第50条）
- (3) 国土交通省の責任
- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
 - ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
 - ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
 - ⑤洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
 - ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
 - ⑧水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
 - ⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
 - ⑩特定緊急水防活動（法第32条）
 - ⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（4）河川管理者の責任

①水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

（5）気象庁の責任

①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

（6）居住者等の義務

①水防への従事（法第24条）

②水防通信への協力（法第27条）

（7）水防協力団体の義務

①決壊の通報（法第25条）

②決壊後の処置（法第26条）

③水防訓練の実施（法第32条の2）

④津波避難訓練への参加（法第32条の3）

⑤業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

1.4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.5 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第2章 水防組織

2.1 県の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、県は水防準備班又は広島県水防本部及び水防地方本部（以下「水防本部」という。）を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、広島県災害対策本部が設置されたときは、広島県地域防災計画の定めにより同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(1) 水防本部組織図

【別表第1】のとおり

(2) 事務分掌

【別表第2】のとおり

2.2 水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、県の水防組織に準じて、水防管理団体の水防計画に定めることとする。県下の水防管理団体は、【別表第3】のとおりである。

2.3 都道府県大規模氾濫減災協議会

知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第3章 重要水防箇所

3.1 県管理河川の重要水防箇所

県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、【別表第4】のとおりであり、県内の設定箇所は、【別表第6】のとおりである。

3.2 国土交通省管理河川の重要水防箇所

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、【別表第5】のとおりであり、県内の設定箇所は、【別表第6】のとおりである。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

広島地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を中国地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、【別表第7】のとおりである。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

【別表第8】のとおり

4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

発表者	基準
国土交通省	【別表第9】
広島県	【別表第10】

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

水系名	河川名	発表担当事務所	連絡系統等
太田川	太田川、根谷川、三篠川	太田川河川事務所	【別表第11】
江の川	江の川、馬洗川、西城川、神野瀬川	三次河川国道事務所	【別表第12】
芦田川	芦田川、高屋川	福山河川国道事務所	【別表第13】
小瀬川	小瀬川	太田川河川事務所	【別表第14】

(3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報

水系名	河川名	発表担当事務所	連絡系統
黒瀬川	黒瀬川	西部建設事務所 (呉支所)	【別表第 15】
沼田川	沼田川	東部建設事務所 (三原支所)	【別表第 16】

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省及び県が行う水位情到達報の通知

【別表第 17】 のとおり

4.4 水位周知下水道における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した水位周知下水道について、水位が雨水出水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した水位周知下水道について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

市町は、当該市町長が指定した水位周知下水道について、水位が雨水出水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(2) 県が行う水位到達情報の通知

【該当なし】

(3) 市町が行う水位到達情報の通知

【別表第18】のとおり

4.5 水位周知海岸における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した海岸について、水位が高潮氾濫危険水位（法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

高潮氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

高潮氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（高潮氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
高潮氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に到達したとき
高潮氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
高潮氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）を下回ったとき

(2) 水位到達情報の通知

【該当なし】

4.6 水防警報

4.6.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

4.6.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、【別表第19】のとおりである。

(2) 国土交通省及び県が行う水防警報

【別表第20】のとおり

(3) 連絡系統等

【別表第21】のとおり

4.6.3 高潮時の海岸に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、【別表第19】のとおりである。

(2) 県が行う水防警報

【別表第20】のとおり

(3) 連絡系統等

【別表第21】のとおり

4.6.4 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

(2) 国土交通省及び県が行う水防警報

【別表第22】のとおり

(3) 連絡系統等

【別表第21】のとおり

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

【別表第23】のとおり

(2) 潮位観測所

【別表第24】のとおり

(3) 水位の通報

①水防活動において必要となる水位及び潮位データについては、広島県河川防災情報システム（以下「河川防災情報システム」という。）で収集するものとする。

②河川防災情報システムで収集した観測データは、広島県防災情報システム等により、市町、関係機関へ提供するものとする。

③水防管理者又は量水標管理者は、洪水もしくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は4.2の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるときは、その水位の状況を注視するとともに、必要に応じて関係者に通知する。

④潮位局管理者は、高潮又は津波のおそれがあるとの予報を受け、又は自らそれを察知したときは、潮位の状態を注視し、水防本部から要請があったときは、その潮位を通報する。

(4) 水位の公表

①量水標管理者は、量水標等の示す水位が【別表第23】に定める氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

広島県水防本部を通じて、河川防災情報システム（URL <https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>）に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。

②水防本部は、水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位の状況を公表するものとする。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

河川防災情報システム（URL <https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>）に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。水位状況は、データが河川防災情報システムで受電され次第、直ちに更新する。

(5) 欠測時の措置

- ①量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。
- ②欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

5.2 雨量の観測及び通報

(1) 雨量観測所

【別表第25】のとおり

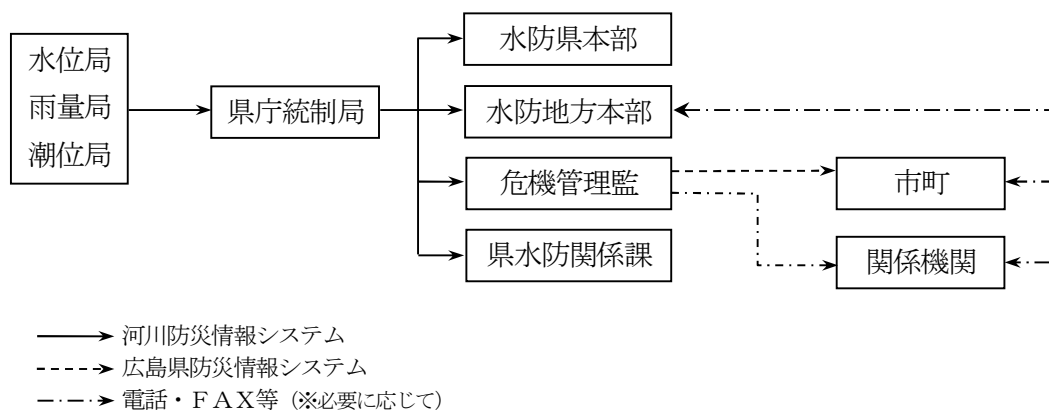
(2) 雨量の通報

- ①水防活動において必要となる雨量データについては、河川防災情報システムで収集するものとする。
- ②河川防災情報システムで収集した観測データは、広島県防災情報システム等により、市町、関係機関へ提供するものとする。
- ③雨量管理者は、相当の降雨があるとの予報を受け、又は自らそれを察知したときは、その降雨量を注視し、水防本部から要請があったときは、その雨量を通報する。

(3) 通報系統

5.3 水位等の通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

5.3 水位等の通報系統図



第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・気象警報・注意報
<https://www.jma.go.jp/>
- ・アメダス
<https://www.jma.go.jp/jp/amedas/>
- ・レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）
<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
- ・高解像度降水ナウキャスト
<https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>
- ・洪水警報の危険度分布
<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>
- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布
<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報
【PC・スマートフォン版】<http://www.river.go.jp/>

(3) 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）
【PC版】<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
【スマートフォン・携帯版】<http://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク
http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

気象庁

- ・潮位観測情報
<https://www.jma.go.jp/jp/choi/>
- ・海洋の健康診断表・波浪に関するデータ
https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

(4) 広島県

- ・広島県防災Web
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/>
- ・洪水ポータルひろしま
<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

・広島県河川防災情報システム

<https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>

第7章 ダム・水門等の操作

7.1 ダム・水門等

(1) 河川区間のダム・水門（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は、【別表第26】のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(3) 農業用ため池

気象状況により溜池管理者は、水位の変動を監視し、必要に応じ下流、低地に悪影響を及ぼさないよう適切に門樋等の操作を行うものとする。

7.2 操作の連絡

ダム及び水門等のため池管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

また、防災重点ため池については、地域防災計画に基づき、適切な対応を行う。

7.3 連絡系統

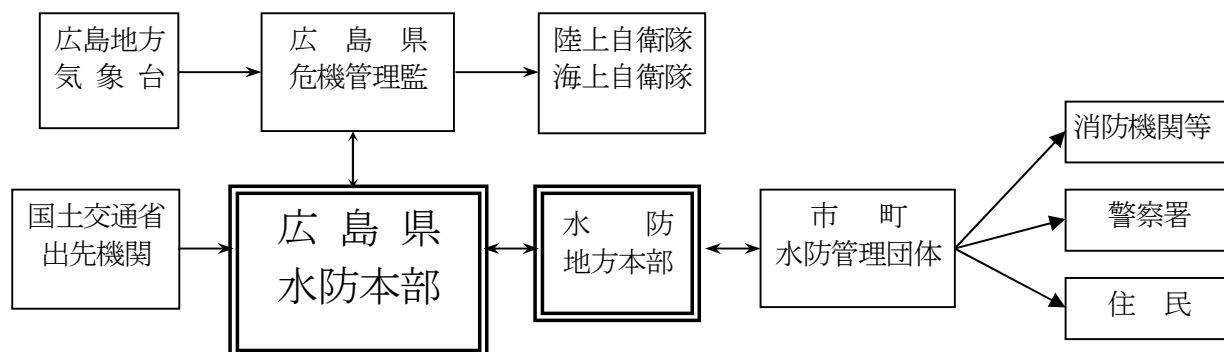
【別表第27】のとおり

やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 通信連絡

8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統の概要は、次のとおりとする。



8.2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び資器材等

- ①県は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を備蓄するものとする。
- ②指定水防管理団体は、その重要水防区域の延長約2キロメートルにつき、1棟の水防倉庫を設け、おおむね次表に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。それ以外の水防管理団体も、指定水防管理団体に準じて必要な準備をしておくものとする。なお、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

品名	数量	備考
麻袋（俵）	500 枚	代用として大型土のう
合成繊維製土のう（かます）	2,000 袋	
ブルーシート（むしろ）	200 枚	5.4m×3.6m、#2000、#3000
ロープ（縄）	3,000m	ロープ：ビニロンロープφ12 ビニロンロープφ9 PPCφ6 縄・麻ロープφ10 等
杭・丸太類	400 本	長4m50、3m60、1m80

		代用として鉄パイプ、鉄杭
鉄線	100kg	10#、14#
かけや	10 丁	
スコップ	20 丁	
のこ	5 丁	
かま	10 丁	
つるはし	5 丁	
くわ	5 丁	
ペンチ	5 丁	
たこづち	10 丁	
かなづち	5 丁	
かすがい	50 本	
なた	5 丁	
おの	5 丁	
防水懐中電灯	3 個	

(注) 現地においては実際に適合するよう特殊事情を考慮の上準備すること。

- ③水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えること。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。
- ④水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は所轄建設事務所長及び広島港湾振興事務所長の承認を受けて使用することができる。
- なお、国土交通省河川事務所長及び所轄建設事務所長又は広島港湾振興事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。
- ⑤県内の水防倉庫及び備蓄資器材は、【別表第 28】のとおりである。
- ⑥県内の河川防災ステーションは【別表第 28】のとおりである。
- ⑦県内の水防車両は【別表第 28】のとおりである。

9.2 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、所轄建設事務所長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくものとする。

また水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して所轄建設事務所長に提出しておくものとする。

- ・ 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第10章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 県の非常配備

県は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

【設置時期】

①水防準備班

次の場合には、広島県土木建築局、各建設事務所（支所を含む。以下同じ。）及び広島港湾振興事務所に水防準備班を置き、水位、潮位、雨量及びダム状況その他水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に通報するとともに、水防本部設置の準備を行うものとする。

ア 広島地方气象台（以下「气象台」という。）から大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報もしくは気象庁から津波注意報が発せられた場合。

イ 国土交通省と气象台から共同で氾濫注意情報（洪水注意報）が発せられた場合。

ウ 広島県と气象台から共同で洪水予報を発する必要が生じたとき。

エ 国土交通省等から洪水に関する情報があり、その必要を認めたとき。

②水防本部

次の場合には、広島県土木建築局に水防県本部を、各建設事務所及び広島港湾振興事務所に水防地方本部を設置する。

ア 气象台から大雨警報、高潮警報、洪水警報もしくは気象庁から津波警報が発せられた場合。

イ 国土交通省と气象台から共同で、氾濫警戒情報（洪水警報）が発せられた場合

ウ 広島県と气象台から共同で、氾濫警戒情報（洪水警報）を発したとき。

エ その他知事が必要と認めた場合。

(2) 水防管理団体の非常配備

①水防管理団体の非常配備

水防管理団体の非常配備については、県の非常配備に準ずるものとし、水防管理者があらかじめその体制を整備しておくものとする。

②水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態に置く
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあるとき	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資機材及び器具の整備点検を行う

	り、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、【別表第6】に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び海岸等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・開門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、【別表第29】のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.6 避難のための立退き

①洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を所轄建設事務所に速やかに報告し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。

③水防管理者は、地元警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係建設事務所、広島港湾振興事務所及び警察署並びに氾濫するおそれのある地域の隣接水防管理団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

【別表第30】のとおり

(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.8 水防配備の解除

(1) 県の非常配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものとする。

(2) 水防管理団体の非常配備の解除

①水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

②水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

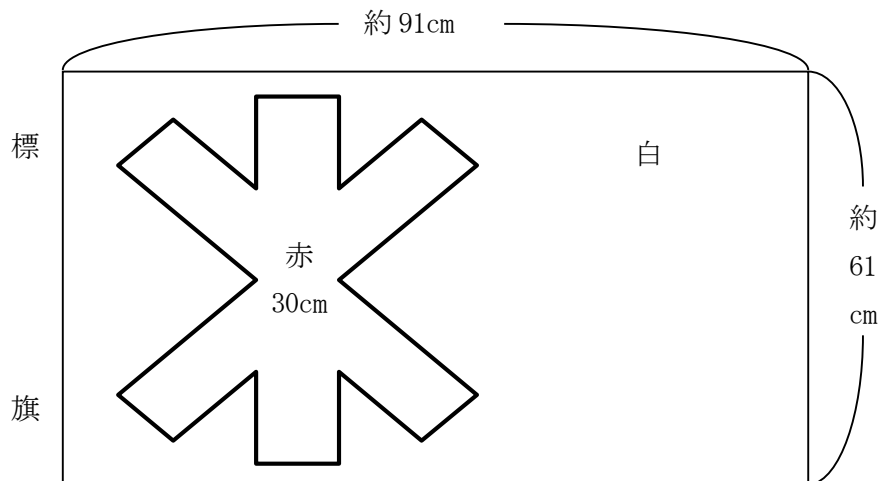
第11章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

【別表第31】のとおり

11.2 水防標識

(1) 知事の定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



(2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

11.3 身分証票

(1) 県の職員身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する県の職員身分証票は次のとおりとする。

表

水 防 職 員 の 証			
第	号交付	令和	年 月 日
所 属 機 関 名			
職 名		水 防	
氏 名			
生 年 月 日		年 月 日	
所属機関の長		氏 名	印

(注：水防文字は赤色)

裏

- (1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

(2) 水防管理団体の職員の身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、当該水防管理者が定めるものとする。

第12章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者中国地方整備局長及び広島県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

【協力又は援助が必要な事項】

- (1) 水防管理団体に対する、河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (6) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (7) 市町長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

12.2 下水道管理者の協力

下水道管理者広島県知事、広島市長、呉市長、竹原市長、三原市長、尾道市長、福山市長、府中市市長、三次市長、庄原市長、大竹市長、東広島市長、廿日市市長、安芸高田市長、江田島市長、府中町長、海田町長、熊野町長、坂町長、安芸太田町長、北広島町長、大崎上島町長、世羅町長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

【協力が必要な事項】

- (1) 水防管理団体に対する、下水道に関する情報の提供
- (2) 水防管理団体に対する、氾濫が想定される地点の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

12.3 隣接県との協力及び相互協定

広島県は、隣接県と次のことを協力する。【参考資料11】

【山口県との協力】

- (1) 小瀬川沿いの広島、山口両県の関係水防管理者は、それぞれ水防について対岸の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で作業員及び資材を応援する。
- (2) 小瀬川ダム管理事務所は、ダム操作規則により、下流の出水に悪影響のないように慎重に操作を行うとともに、その状況を水防県本部、西部建設事務所（水防地方本部）、関係水防管理団体、水防関係機関に【別表第27】のとおり通報する。

【島根県との協力】

- (1) 雨量の通報
 - ① 広島県北部建設事務所長は、次に掲げる場合には、北部建設事務所雨量観測所における雨量観測結果を、島根県土木部河川課長に通報するものとする。
 - (ア) 連続雨量 50 mmに達したとき
 - (イ) 引続き降雨のある場合は時間雨量 10 mmを超えるとき
 - (ウ) その他島根県から要請があったとき
 - ② 広島県北部建設事務所長は、連続雨量 50 mmでなくなったとき等には、その旨島根県土木部河川課長に通報するものとする。
- (2) 水防活動等の連絡

広島県及び島根県は、必要と認められる場合は、相互に連絡し、水防に関する情報を伝達するものとする。
- (3) 資材等の応援

広島県及び島根県は、相互に資材等の応援を求めることができ、可能な限りこの求めに応ずるものとする。

この応援に要した費用は、これを求めた県の負担とする。

【岡山県との協力】

(1) 山野水位観測所の水位

水位の通報は次のとおりとし、広島県東部建設事務所長から岡山県土木部河川課長に連絡（電話）するものとする。

- ①水防団待機水位に達したとき
- ②氾濫注意水位に達したとき
- ③急激な水位の変動が合ったとき、その他河川の異常を認めたとき
- ④その他岡山県から要請があったとき

(2) 井原水位観測所の水位

水位の通報は次のとおりとし、岡山県備中県民局から福山市及び東部建設事務所に通知するものとする。

- ①避難判断水位に達したとき
- ②氾濫危険水位に達したとき

12.4 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

12.5 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

12.6 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、広島県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

【参考資料12】

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所

⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

12.7 国との連携

広島県は、国土交通省中国地方整備局と次のとおり連携する。

- (1) 中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ【参考資料13】
- (2) 災害時における相互協力に関する基本協定書【参考資料14】

12.8 企業（地元建設業等）との連携

水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は水防管理者の定めた水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第13章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

(1) 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、12.8に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(4) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を【別表第32】【別表第33】に示す様式により、関係建設事務所又は広島港湾振興事務所を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（中国地方整備局）に報告するものとする。

第15章 水防訓練

指定水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や中国地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水、雨水出水、高潮対応

16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、【別表第34】のとおりである。

16.1.2 雨水出水浸水想定区域の指定状況

県または市町は、水位周知下水道について、氾濫した場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（法第14条の2）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県については関係市町長に通知するものとする。

水位周知下水道の浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、【別表第35】のとおりである。

16.1.3 高潮浸水想定区域の指定状況

県は、水位周知海岸について、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

16.1.4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸について、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- ⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

16.1.5 洪水・雨水出水・高潮ハザードマップ

洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町長は、市町地域防災計画において定められた上記16.1.4①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

16.1.6 予想される水災の危険の周知等

市町長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

16.1.7 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告するものとする。

市町は、市町地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.1.8 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.1.9 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.1.10 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

【該当なし】

16.2 津波対応

16.2.1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域

における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

津波災害警戒区域の指定及び公表状況は、次のとおりである。

指定年月日 平成31年3月4日付け広島県告示第138号

関係市町 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町及び大崎上島町の区域

公表URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/103/tsunami.html>

16.2.2 市町地域防災計画の拡充

市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③市町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

16.2.3 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町長は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

16.2.4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理

者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第17章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、17.2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

17.2 水防協力団体の業務

- ①水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ②水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ④水防に関する調査研究
- ⑤水防に関する知識の普及、啓発
- ⑥前各号に附帯する業務

17.3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。

17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、【参考資料16】を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、【参考資料17】に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第18章 水防管理団体の水防計画

18.1 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、水防協議会又は市町村防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

18.2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

18.3 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市町又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合の議決で定めるものとする。

18.4 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

附則

第1章 総則 1.2 用語の定義の（17）避難判断水位、（18）氾濫危険水位については、次のとおり運用する。

- 1 市町長は避難勧告の発令等に際して、氾濫危険水位などの基準水位だけでなく、河川堤防の浸透・侵食の状況や避難に要する時間（リードタイム）を考慮し、的確に判断するものとする。
- 2 市町においては、洪水時の避難計画やリードタイムの検証を行うこととし、必要に応じて、県は河川管理者と基準水位の見直しについて調整するものとする。